



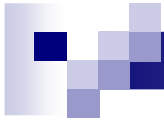
瑞浪市景観計画について (説明資料)

平成28年12月27日
瑞浪市都市計画課



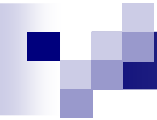
説明事項

- 瑞浪市景観計画について



基本事項の説明

- 景観とは
景観法、景観計画について



景観とは

- 景観とは、自然の風景、都市的なまちなみ、農地や集落など、私たちが日ごろから目にしているものの全てが含まれます。
- 景観はこれまでの、またこれからの人々の営みにより生み出されるものです。
- よい景観は人々のところに安らぎと落ち着きを与え、故郷に対する誇りの意識を生み出すものです。



今なぜ景観計画が必要か

- 瑞浪市は、これまで比較的良好な景観が保たれてきていますが、これからも大丈夫でしょうか？
- 景観計画は、法律（景観法）にもとづく計画であり、みんなで良いものは守り、悪いものはつくらせないよう、地域の個性を反映し、景観形成の基本的な考え方をまとめたものです。



景観法とは①

- 景観法：平成16年6月 景観法公布

それまでは・・・

- 多くの自治体が自主条例として景観条例を策定
- 根拠法を持たない(規制力を持たない)
 お願い条例 → 手法の限界
- 景観に関する裁判

景観法とは②

- 景観関連の裁判
- 地裁判決
景観利益を認める
- 最高裁判決
利益を侵害する行為
にはあたらない





景観法とは③

- 基本理念等基本法の性格と、具体的な規制を行う仕組みや支援措置が定められている
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる
- 地方公共団体に対し、いざというときに一定の強制力を発揮できる措置を付与している



景観行政団体とは

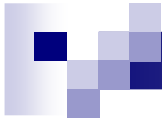
- 景観行政を担う主体のことであり、基礎的自治体である市町村になることが可能（法第7条）
- 瑞浪市は平成24年3月に景観行政団体となる（岐阜県との協議・同意により）
- 景観計画を策定することが可能となる（法第8条）



景観計画とは①

- 景観行政団体が景観行政を進める場として定める基本的な計画
- 定める事項(必須事項)
 - ✓ 景観計画区域
 - ✓ 良好な景観の形成に関する方針
 - ✓ 行為の制限に関する事項
 - ✓ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

その他:屋外広告物の制限、景観重要公共施設の整備に関する事項など



景観条例とは

- 景観計画の策定や行為の制限など、景観計画を運用するために必要な事項を定めたもの
- 景観計画は景観条例と合わせて運用していく



これまでのとりくみ(瑞浪市)

- 平成24年3月 景観行政団体となる
- 平成24年10月 瑞浪市景観講演会
- 平成25年1月 市民アンケート実施
- 平成25年度 地区懇談会(市内8地区)
- 平成25年度～26年度
 - 景観計画策定委員会の開催(全5回)
 - 瑞浪市景観計画(素案)の作成
- 平成27年1月 景観シンポジウム
- 平成28年4月 景観条例・景観計画の施行

瑞浪市景観計画について

瑞浪市景観計画について

目 次

瑞浪市景観計画のあらまし

第1章 瑞浪市の景観特性

- ・ 瑞浪市の景観特性
- ・ 景観形成上の課題

第2章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

- ・ 景観計画区域
- ・ 景観形成重点地区の考え方

第3章 景観形成の方針（景観法第8条第3項）

- ・ 全体計画
- ・ 地域別計画

第4章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

- ・ 届出対象行為
- ・ 景観形成基準

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

- ・ 景観重要建造物の指定の方針
- ・ 景観重要樹木の指定の方針

第6章 その他の事項

- ・ 屋外広告物に関する考え方
- ・ 公共施設の整備に関する考え方
- ・ 農地に関する考え方
- ・ 景観形成に係る組織や協定等について

第1章 瑞浪市の景観特性

■瑞浪市の景観特性

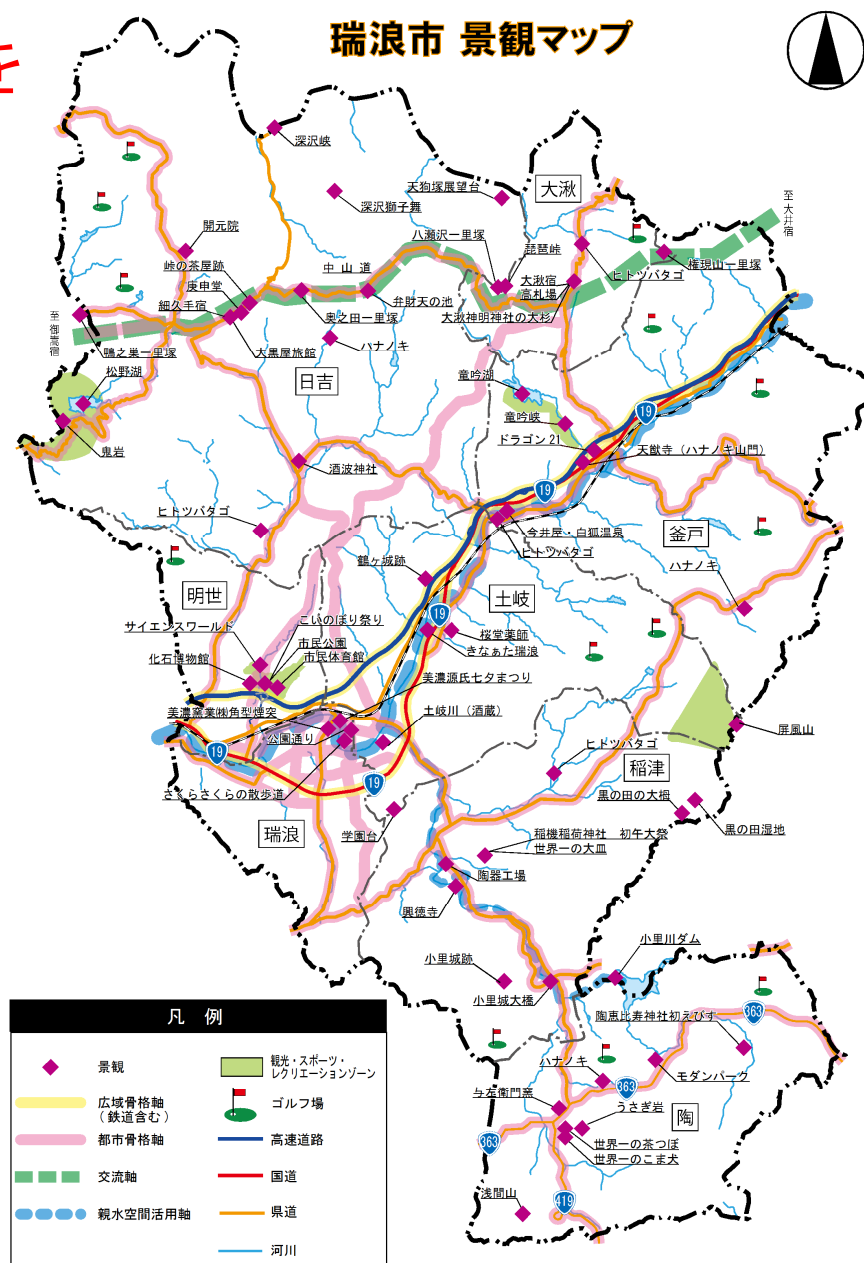
瑞浪市の景観特性として、懇談会意見、アンケート、現地調査等から、①自然景観、②歴史・文化景観、③市街地・集落景観、④施設景観の4区分により以下に整理しました。

分類	景観特性
自然	・ 屏風山に代表される緑豊かな山々に市街地や集落が取り囲まれ、どこからでもそれらを眺めることができる。 ・ 水辺では、アンケートで一位となった土岐川のほか、鬼岩公園、松野湖、竜吟峡などの雄大な風景が見られ、市の特徴的な空間となっている。
歴史・文化	・ 今日でも宿場町の面影を見ることができる大湫宿と細久手宿に代表される中山道は、市の重要な景観資源である。 ・ 美濃源氏「土岐氏」ゆかりの史跡や遺跡が多数残されている。 ・ 市内各地域に、古くから伝わる祭事の景観を見ることができる。
市街地・集落	・ 瑞浪駅周辺の中心市街地は、瑞浪を特徴づける都市的な景観を形成している。 ・ 土岐川、小里川、日吉川などの河川沿いに、田園とともに集落が形成され、背後の山並みと一体となった里山景観が形成されている。
施設	・ 登録有形文化財などの歴史的価値の高いものから、サイエンスワールドのようなモダン建築、市民に親しまれている市民公園などの施設は、地域の景観形成の先導的役割を担うことができる。



第1章 瑞浪市の景観特性

*** 景観計画8ページを
ご覧ください**



第1章 瑞浪市の景観特性

■景観形成上の課題

瑞浪市の景観特性を踏まえ、瑞浪市らしい良好な景観の形成に向けての課題を次の様に整理しました。

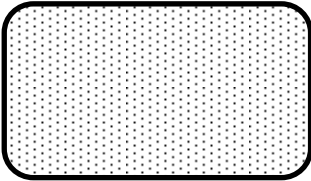
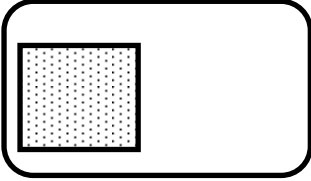
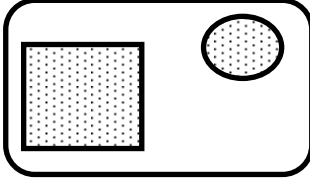
分類	景観形成上の課題
自然景観	➤ 瑞浪市の貴重な財産である自然を守っていくこと
歴史・文化景観	➤ 価値のある歴史・文化を伝承していくこと
市街地・集落景観	➤ 市民が住みやすい環境を整えて美しい景観を創っていくこと
施設景観	➤ 施設のマネジメントを図り地域づくりに活かしていくこと
景観形成体制	➤ みんなで取り組む機運と体制を構築すること

第2章 景観計画の区域

■景観計画区域とは？

- ・景観計画が適用される区域のこと。[景観法第8条第2項第1号に規定される計画に必須の事項]
- ・景観計画に示した景観形成の方針や規制などにより良好な景観を形成を図る区域です。

景観計画区域の設定パターン

①行政区域全域	②行政区域の一部に1つ	③行政区域の一部に複数
		
・行政区域全域で統一された景観形成の方針や規制誘導の基準を適用できる。 ・地域の個性を反映したい場合は、区域内を区分し、各々の方針や基準を定めることができる。 ・全市に一定程度の制約を課すことになるので、規制誘導の基準に反対する地区等がある場合には適用しにくい。	・早急に景観形成を図る必要がある場合や景観形成に関する熟度が高い区域を先導的に景観計画区域に設定し、順次拡大することができる。(景観形成に関して理解の得にくい地区は外すことができる) ・行政区域内に、景観計画が適用されていない地区があるため、都市として景観形成上のまとまりに欠ける。	・①のパターンにおいて区域内を区分し、各々の方針や基準を定める場合と基本的に同じである。 ・景観計画は1つの景観計画区域に対して1つの計画を策定するため、この場合は1つの行政区域のなかに2つの景観計画が存在することとなる。

第2章 景観計画の区域

■ 瑞浪市の景観計画区域

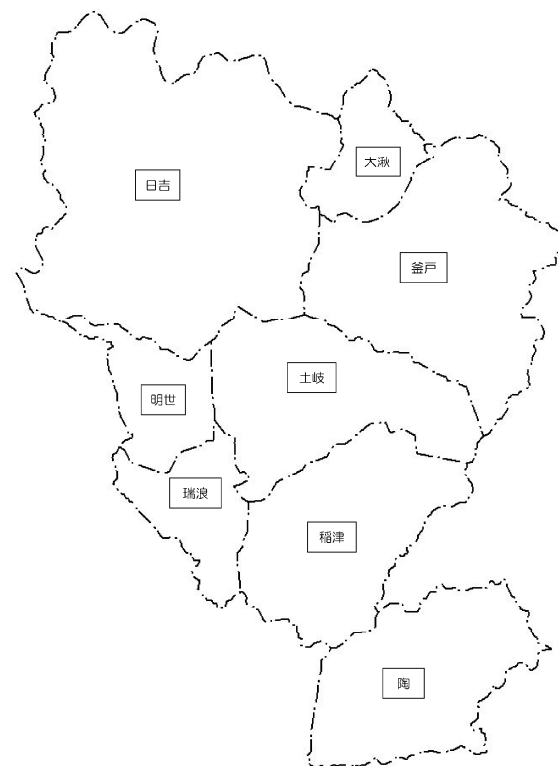
瑞浪市においては市全域を景観計画区域に設定する。

(理由)

□ 瑞浪市は市全域が都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があり、景観形成についても同様であると言えます。

□ 市域の約70%を森林が占め、土岐川や屏風山などの自然景観は、瑞浪らしい誇りのある景観として市民に親しまれており、市全体として保全を図っていく必要があります。

□ 瑞浪市内は市形成の沿革などにより8つの地域(瑞浪、土岐、明世、日吉、大湫、釜戸、稲津、陶)に区分され、市全体の方針を踏まえつつ、それぞれの個性に応じた景観形成を図っていくことが望ましい。



⇒ 瑞浪市全域(174.86km²)を景観計画区域とする。

第2章 景観計画の区域

■景観計画重点区域について

特に重点的に景観形成を図っていく区域については、**景観計画重点区域を設定**し、それぞれの区域において景観形成の方針等を決めるものとします。

景観計画重点区域を指定した場合は、全市とは別の独自の規制等が適用できるため、当該地域との合意形成が重要です。また、この場合の規制は、必ずしも全市より厳しいものだけではなく、全市より緩和することも可能です。

景観計画重点区域の指定については、以下の考え方により対象区域の抽出を行い、地域住民等を交えた検討組織を設け、合意形成を図るものとします。

景観計画重点区域抽出の考え方
✓ 市民に親しまれ、市内外に瑞浪市の魅力を発信できる区域
✓ 既に特徴ある景観を有している区域（又は有することが見込まれる区域）
✓ 市民や事業者が積極的に景観形成に取り組んでいる区域（または取り組もうとしている区域）

〔候補地〕 中山道 大湫宿

第3章 景観形成の方針

■全体計画

①景観形成の基本スタンス

【瑞浪市の景観形成の基本スタンス】

- ◆今ある良い風景・景色を維持していくため、それらを阻害するものを生じないようにする。
- ◆出来るところから少しずつ良い景観を育んでいく。
- ◆全ては行政・市民・事業者の相互の協力のもとに進めていく。

②景観形成の基本目標と基本方針

地域の個性を活かした美しいふるさと創り

景観形成の基本方針
方針①：景観の骨格となる自然環境を保全する。
方針②：貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。
方針③：活力と魅力のある市街地景観を創出する。
方針④：特徴的で愛着の持てる空間を誘導・形成する。
方針⑤：美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。

第3章 景観形成の方針

■ 地域別計画 瑞浪地域

将来目標	自然の優しさと賑わいがあふれる都市景観の形成
景観形成方針	・ 中心商業地域にふさわしい基盤整備及び景観整備（建築デザインの調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築の配置等）を図ります。 ・ 住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内の緑化やデザインの配慮により、質の高い落ち着いた住宅地景観をめざします。 ・ 美濃源氏七夕まつり等を継承し、地域固有の祭事の景観を守ります。 ・ 周辺の丘陵地、森林、優良な農地は、重要な自然景観として保全を図ります。 ・ 地域内を流れる土岐川においては、適正な維持管理を図り、「さくらさくらの散歩道」をはじめとした、親しみやすい憩いの場をめざします。 ・ 土岐川沿いのエノキの大木やホタルの生息する貴重な生育環境の保全を図ります。

第3章 景観形成の方針

瑞浪地域



公園通り



瑞浪駅



土岐川



瑞浪地域の住宅地

第3章 景観形成の方針

土岐地域

将来目標	歴史・文化との触れ合いができる快適な集落景観の形成
景観形成方針	・中心商業地域にふさわしい基盤整備及び景観整備（建築デザインの調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築の配置等）を図ります。 ・土岐川沿いや丘陵地の平野部に広がる集落・農業地区においては、自然環境と調和した良好な田園景観をめざします。 ・駅周辺や計画的に開発された住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内の緑化やデザインの配慮により、質の高い落ち着いた住宅地景観をめざします。 ・桜堂薬師や鶴ヶ城跡（県指定史跡）などの文化財のほか、多く残されている美濃源氏「土岐氏」ゆかりの史跡や遺跡等（建造物も含む）の保全を図り、地域の財産として継承していくとともに、地域の活性化に役立てていきます。 ・益見地区に伝わる地域の手づくりの「猿子村ふれあいまつり」など、地域固有の催しの継承を図り、祭事の景観を守ります。 ・屏風山周辺は自然とのふれあいの場として、自然景観の保全を図ります。 ・地域内を流れる土岐川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成します。

第3章 景観形成の方針

土岐地域



桜堂薬師



屏風山



きなあた瑞浪



酒蔵

第3章 景観形成の方針

明世地域

将来目標	過去と未来・自然と都市が融合する新たな都市景観の形成
景観形成方針	・市の玄関口となる瑞浪インターチェンジ周辺においては、サイエンスワールドや瑞浪市地球回廊、瑞浪市化石博物館などの既存の建築施設の適正な維持管理と瑞浪市民公園の緑との調和を図ります。また、デザインの優れた建築物や公共施設(公園、道路等)の整備により、周辺への良好な景観の誘導や来訪者へのインパクトと市の印象の向上を図ります。 ・正馬様隧道や田中泥薬師など、地域固有の景観を維持します。 ・瑞浪層群(約1900～1500万年前)と呼ばれる地層は、哺乳類・魚類・貝類・植物等の化石を豊富に産する貴重な化石包含地として保全を図ります。 ・地域の60%を占める丘陵地、森林を重要な自然景観として保全を図り、田園地帯や集落の背後に見える里山の景観を維持していきます。 ・地域内を流れる日吉川、土岐川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成していくとともに、地域の特性でもある化石採集の場を維持します。

第3章 景観形成の方針

明世地域



サイエンスワールド



日吉川



瑞浪市民公園



サバ山

第3章 景観形成の方針

日吉地域

将来目標	雄大な自然の恵みと伝統文化が織り成す懐かしい集落景観の形成
景観形成方針	・中山道沿道の細久手宿や一里塚、琵琶峠は、貴重な歴史景観であり、後世に伝承していくべき重要な地域であることから、地域住民とともに保全と活用を図り、歴史的なまちなみを維持していきます。 ・半原操り人形浄瑠璃(県指定の重要無形民俗文化財)、深沢及び宿の獅子舞(市指定の無形民俗文化財)は、現在に残る伝統文化であり、その継承を図り、日吉の貴重な文化景観を維持していきます。 ・地域内の農地や集落、里山の懐かしさを感じられる原風景を維持していきます。 ・希少植物である「シデコブシ」や「ヒツバタゴ(県指定天然記念物)」等の貴重な生育環境の保全を図ります。 ・松野湖や鬼岩公園においては、観光交流につながるよう、優れた景観を活用していきます。 ・地域北部の木曽川沿いの国定公園に代表される重要な自然景観の保全を図ります。 ・地域内を流れる日吉川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成します。

第3章 景観形成の方針

日吉地域



松野湖



奥之田一里塚



鬼岩公園



細久手宿(大黒屋)

第3章 景観形成の方針

大湫地域

将来目標	中山道宿場町の面影を伝える街道景観の形成
景観形成方針	・中山道沿道の大湫宿や一里塚、琵琶峠は、貴重な歴史景観であり、後世に伝承していくべき重要な地域であることから、地域住民とともに保全と活用を図り、歴史的なまちなみを維持していきます。 ・地域内の美しい田園や集落、里山の懐かしさを感じられる原風景を維持していきます。 ・希少植物である「シデコブシ」や「ヒツバタゴ（県指定天然記念物）」、大湫神明神社の大杉（県指定天然記念物）の生育環境の保全を図ります。 ・地域の約80%を占める丘陵地、森林（地域北部の木曽川沿いは国定公園）は重要な自然景観として保全を図ります。

第3章 景観形成の方針

大湫地域



琵琶峠の石畳



神明神社
の大杉



大湫の農地



大湫宿

第3章 景観形成の方針

釜戸地域

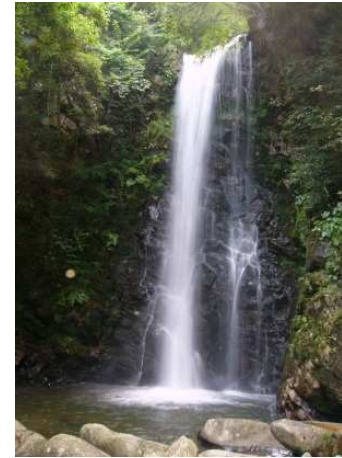
将来目標	良好な自然環境を感じることでできる集落景観の形成
景観形成方針	・釜戸駅周辺における基盤整備と合わせて集落景観の形成を図ります。 ・土岐川沿いに広がる集落・農業地区においては、生活環境の向上とともに、自然環境と調和した良好な田園景観をめざします。 ・希少種である「ハナノキ(国指定天然記念物)」や「ヒツバタゴ(県指定天然記念物)」の生育環境の保全を図ります。 ・竜吟峡(特別緑地保全地区)や屏風山など、地域の約70%を占める丘陵地、森林を重要な自然景観として保全を図ります。 ・地域内を流れる土岐川や佐々良木川においては、適正な維持管理を図り、周辺の田園風景と調和した水辺空間を形成します。

第3章 景観形成の方針

釜戸地域



竜吟湖



竜吟峡



釜戸地域の集落



ハナノキ自生地

第3章 景観形成の方針

稲津地域

将来目標	豊かな自然と共生したのどかな里山景観の形成
景観形成方針	・地域の中心部における田園景観と調和した魅力ある居住環境を創出します。 ・小里川沿い、萩原川沿いに広がる集落・農業地区においては、生活環境の向上とともに、自然環境と調和した良好な田園景観を形成します。 ・さまざまな湿性植物を四季折々に見ることができる「黒の田湿地」の保全を図り、自然体験の機会を確保するとともに、市内外へ魅力をアピールしていきます。 ・屏風山周辺など、地域の約75％を占める丘陵地、森林を重要な自然景観として保全を図ります。 ・地域内を流れる小里川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成します。

第3章 景観形成の方針

稲津地域



小里川



黒の田湿地



世界一の大皿



小里城跡

第3章 景観形成の方針

陶地域

将来目標	伝統的な地場産業と一体となった農山村景観の形成
景観形成方針	・国道363号沿道の集落・農業地区においては、自然環境と調和した良好な田園景観を形成します。 ・地場産業である窯業を受け継ぐ地域として、こま犬や茶つぼなどの資源を活用していきます。 ・中馬街道においては、地域住民とともに保全と活用を図り、良好な居住環境の確保とともに、その面影を維持していきます。 ・地域の約70%を占める丘陵地、森林は重要な自然景観として保全を図ります。 ・小里川ダム周辺は、レクリエーションスポットとして、地域の個性を発揮し、シンボルとなる景観の形成を図ります。

第3章 景観形成の方針

陶地域



小里川ダムからの眺め



陶地域の集落



世界一のこま犬

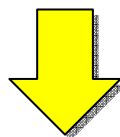


世界一の茶つぼ

第4章 行為の制限に関する事項

■ 行為の制限とは？

景観計画に記載する具体的な規制のことです。

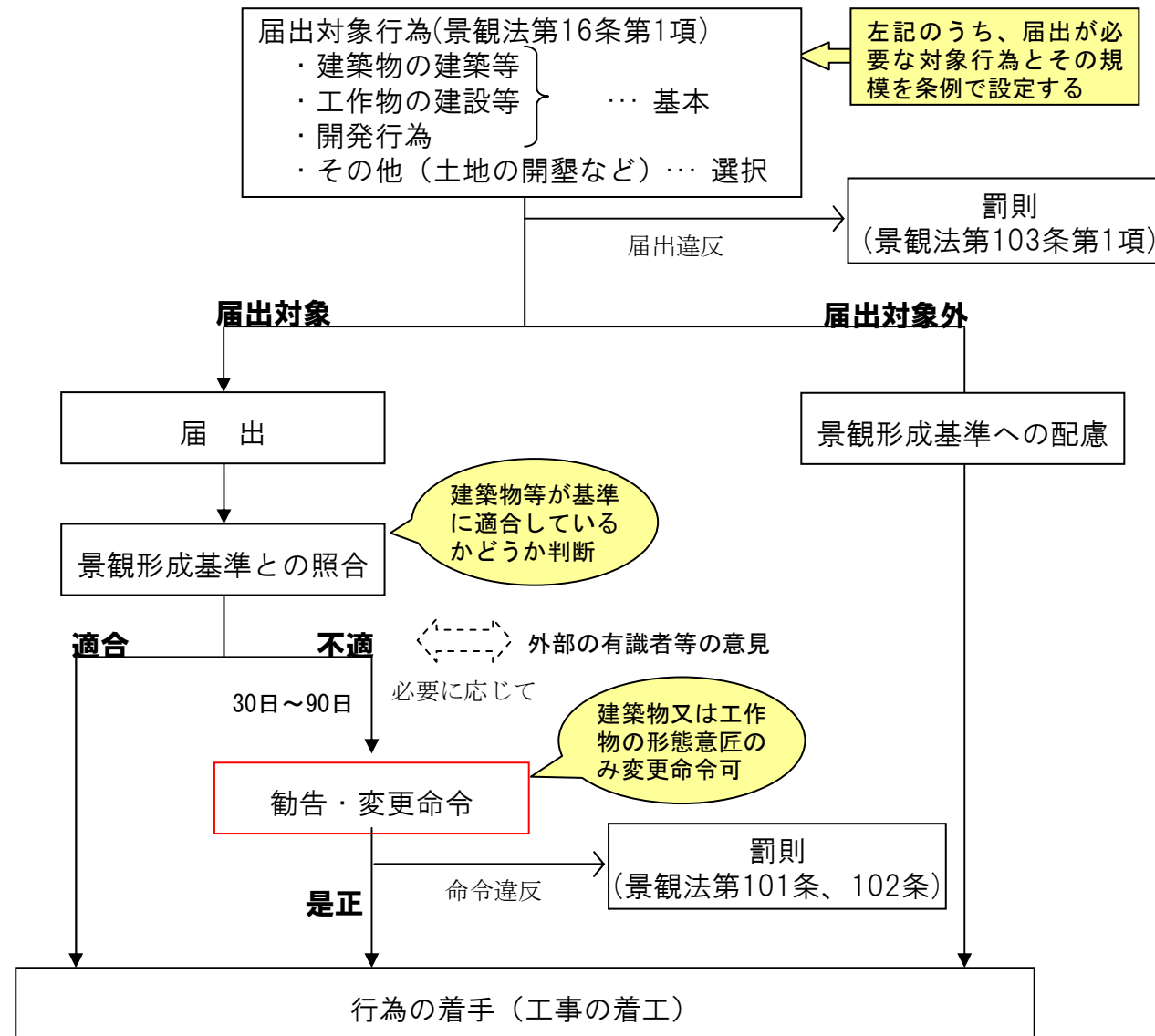


『届出対象行為』と『景観形成基準』を決めます。

届出対象行為	・ 建築物の建築や工作物の建設、開発行為が基本的な対象行為となります。 ・ 景観計画区域内(瑞浪市の場合は市全域)で建築物を建築する時など、事前に市にその計画内容を届けることとなります。
景観形成基準	・ 届出された計画の内容について、景観の観点から審査する際の基準です。 ・ 概念的な考え方を示すこともあれば、具体的な数値等で決めることもできます。

条例により具体的な対象行為(規模など)を決めることができます。

第4章 行為の制限に関する事項



届出の流れ

第4章 行為の制限に関する事項

もし違反すると…

- ・ 届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合
→30万円以下の罰金
- ・ 届出内容が基準に合致せず、市が出した変更命令に従わなかった場合
→50万円以下の罰金

第4章 行為の制限に関する事項

■届出対象行為の考え方

○景観計画では、地域の特性に応じて届出を必要とする行為を定めることができるかとされています。

○瑞浪市の景観形成の基本スタンスである「今ある良い風景・景色を維持していくため、それらを阻害するものを生じさせないようにする」ことに鑑み、第一段階として策定する市全体の基本計画としては、**景観への影響の大きい大規模な建築物等に関する決まりを決めることが望ましい**と考えました。

○住民アンケートにおける景観づくりに必要なルールに対する回答においても、“全市的に景観の悪化を防ぐための最低限のルールを設けると良い”との意見が多くを占めていたことから、住民や事業者に対する負担等の観点も考え、**全市的に緩やかなルールを設ける**ものとします。

第4章 行為の制限に関する事項

■届出対象行為

届出対象行為の一覧

行 為	対象とする内容
建築物	定 義：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(建築基準法第2条第1項) 対象行為：新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号のとおり) 対象規模：高さ→15mを超える 又は 面積→延べ500㎡以上
工作物	定 義：煙突、広告塔、擁壁など(建築基準法施行令138条第1項～第3項) 対象行為：新設、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号のとおり) 対象規模：高さ→15mを超える（但し、擁壁は高さ2mを超え、かつ見附面積200㎡以上）
開発行為	定 義：土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項) 対象行為：上記に定義する行為 対象規模：開発面積→1000㎡以上

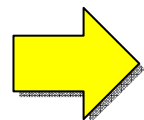
＊太陽光発電設備の設置を対象行為とすることの可否については今後検討する。

第4章 行為の制限に関する事項

■ 景観形成基準の考え方

○景観法では、以下の項目から必要なものを選択し、内容を決めることとなっています。

- イ. 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠
- ロ. 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ハ. 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ニ. その他良好な景観の形成のための制限



瑞浪市として設ける景観形成基準

イ.の形態又は色彩その他の意匠とニ.のその他良好な景観形成のための制限とする。

第4章 行為の制限に関する事項

■ 景観形成基準

① 建築物の建築等

項 目	景観形成基準
形態意匠	・ 周辺の自然環境や既存の建築物との調和に配慮した、違和感のないデザインとします。
色彩	・ 彩度6以下の色彩とし、周辺の色調と調和を図ります。 ・ アクセントカラーを用いる場合（各部位の10%以下）や、木や石等の自然素材そのものはこの限りではありません。
その他	・ 敷地境界部分は緑化に努めます。 ・ 地域性のある素材の活用に努めるほか、劣化等による汚れに強い素材の活用を図ります。

第4章 行為の制限に関する事項

②工作物の建設等

項 目	景観形成基準
形態意匠	・ 一体となる建築物や他の工作物がある場合は、それらと違和感のないデザインとします。
色彩	・ 彩度6以下の色彩とし、周辺の色調と調和を図ります。 ・ アクセントカラーを用いる場合（各部位の10%以下）や、木や石等の自然素材そのものはこの限りではありません。
その他	・ 機能上等の理由から形態意匠による配慮が困難な場合は、目立ちにくいような配置位置の工夫や、目隠し施設の設置、周辺を含めた緑化等による修景に努める。 ・ 地域性のある素材の活用に努めるほか、劣化等による汚れに強い素材の活用を図る。

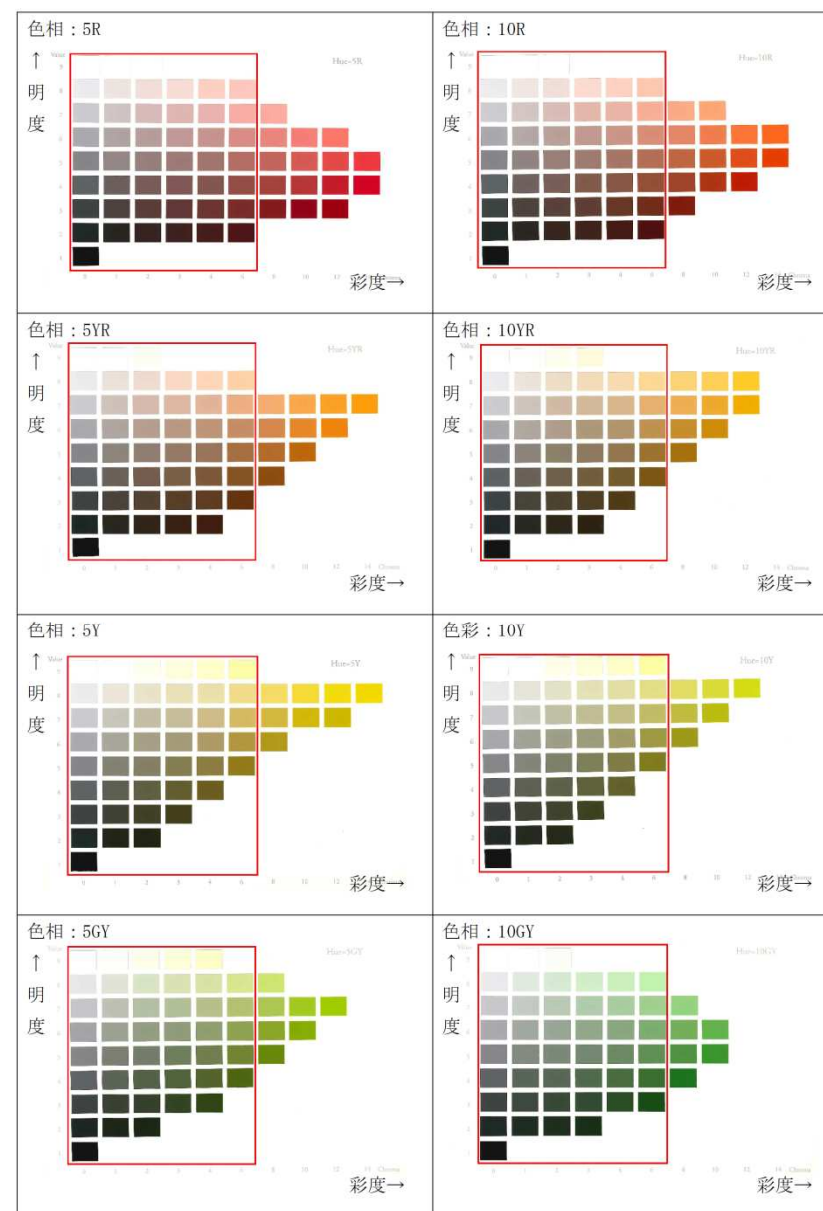
③開発行為

項 目	景観形成基準
法面・擁壁	・ 周囲に圧迫感を与えるような長大な法面や擁壁を生じないようにします。 ・ 法面に緑化を施すことや擁壁には自然素材を用いる事等により周辺景観へ配慮します。
その他	・ 地形の改変を抑え、既存の良好な樹木や水辺等の自然環境の保全に努めます。 ・ 既存の自然環境が大きく改変される場合は、移植や代替措置を講じます。

第4章 行為の制限に関する事項

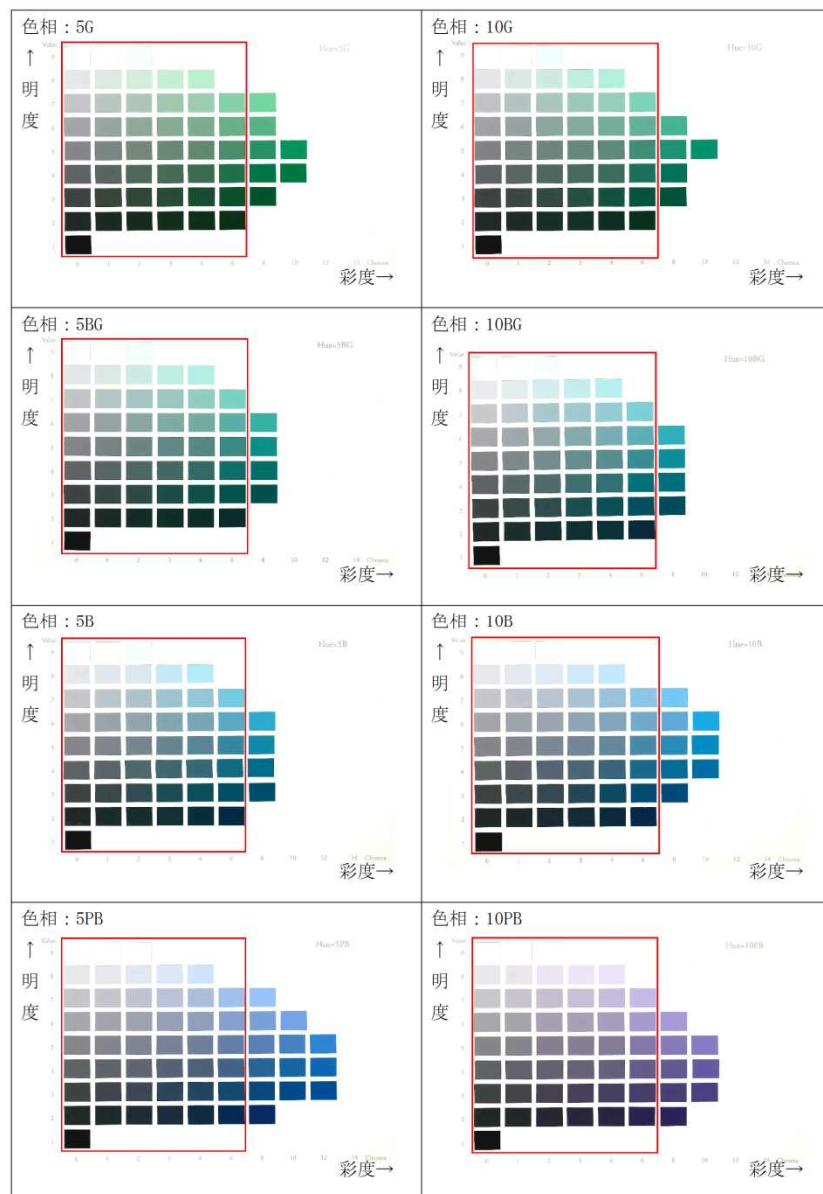
色彩基準に関して

- ・ 建築物など大きな人工物の色彩は、自然の緑を生き生きと見せるために、その色彩が持つ鮮やかさ（彩度6前後）よりも彩度を抑えることが基本といえます。
- ・ ほとんどの土や石は、YR（黄赤）系やY（黄）系など、暖かみを感じさせる暖色系の色相に属しています。
- ・ 建築物の色彩の多くは、YR（黄赤）系やY（黄）系などの暖色系色相に属しており、緑や青、紫などの色相に属する色彩はほとんど使われていません。
- ・ やや暗めに感じられる建築物でも、その明度は4～5前後で、靴やバッグのように真っ黒な（明度2 前後）建築物はほとんど見られません。
- ・ 町並みの中にはごくまれに赤や黄色などの原色を基調とした建築物もみられますが、ほとんどの建築物は低彩度、中彩度色を基調としています。町並みのなかで色味を感じる煉瓦色でもその彩度は6 程度です。
- ・ 土や石、木材などを加工した自然素材に派手な色が少ないように、建築物の基調色にも、植物の緑の鮮やかさ（彩度6 前後）を超えるような派手な色はあまりみられません。

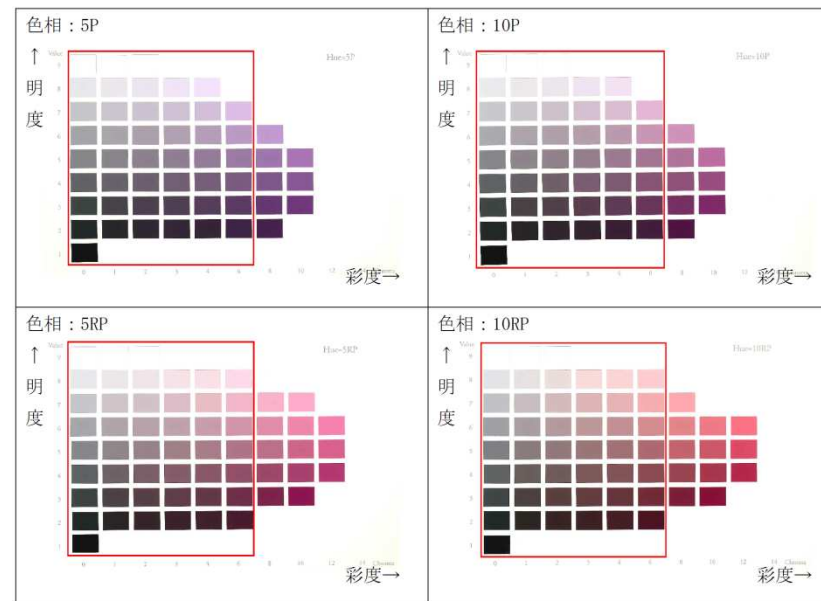


印刷物のため実際の色とは若干異なります。

第4章 行為の制限に関する事項



印刷物のため実際の色とは若干異なります。



印刷物のため実際の色とは若干異なります。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

■ 基本的事項

- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。
- ・ 建造物自体や樹木の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物を指定することも可能です。
- ・ 指定により、景観重要建造物については、**増築、改築、移転、外観の変更等**が、景観重要樹木については、**伐採又は移植**を行うには、景観行政団体の長の許可が必要となることから、**あらかじめ当該建造物や樹木の所有者の意見を聴く必要があり、所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義務を負うことになります。**

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

■景観重要建造物の指定の方針

- ・景観法施行規則第6条における景観重要建造物の指定の基準を鑑み、道路や公共の場から容易に眺めることができる以下のいずれかに該当するものとします。

- ①建造物の外観が地域の景観上の特徴を表現している。
- ②歴史的・文化的な価値がある建造物である。
- ③デザインの優れた建築物であり地域に親しまれている。



清水屋原家住宅
(中津川市馬籠)



後藤市三郎商店主屋
(岐阜市玉井町)



菊川酒造 本蔵
(各務原市鵜沼西町)

景観重要建造物の事例

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

■景観重要樹木の指定の方針

- ・景観法施行規則第11条における景観重要建造物の指定の基準を鑑み、道路や公共の場から容易に眺めることができる以下のいずれかに該当するものとします。

- ①樹木の樹容が地域の景観上の特徴を表現している。
- ②歴史的・文化的な価値がある樹木である。
- ③シンボル、ランドマークとしての存在感があり地域に親しまれている。



文教町イチョウ並木
(静岡県三島市)



いろは松
(滋賀県彦根市)



スギ
(可児市瀬田)

景観重要樹木の事例

第6章 その他の事項

(1) 屋外広告物に関する考え方

- ・ 良好な景観形成を図るためには、屋外広告物の規制誘導が重要であり、現行の岐阜県屋外広告物条例にもとづき許認可を行うとともに、以下の配慮を行うものとします。

■瑞浪市における屋外広告物の考え方

- 建築物等に設置する屋外広告物の設置数、大きさについては、当該建築物等の規模や地域景観（周辺建築物等）との調和を図り、過大とならないようにする。
- 眺望を遮るような高さや位置には掲出しないようにする。
- 形状、色彩、素材については、建築物等や地域景観（周辺建築物等）との調和を図るようにする。

景観計画重点区域を指定した場合には、その区域において詳細な基準を設けることを検討していくとともに、今後の運用状況等を勘案しながら市独自の屋外広告物条例の制定を検討していきます。

第6章 その他の事項

(2) 公共施設の整備に関する考え方

公共施設の整備の方針

- ・ 瑞浪市をはじめとする地方公共団体や国が行う道路整備や河川整備等の公共事業は、景観計画に定める届出は必要ありませんが、その責務に鑑み、地域の景観特性に配慮した事業を行う必要があると考えます。
- ・ 公共施設の整備にあたっては、景観重要公共施設の指定の有無とは関係なく、以下の方針により取り組むものとしします。

■瑞浪市における公共施設の整備方針

- 公共事業の実施に際しては、「岐阜県景観形成ガイドプラン」、「岐阜県公共事業景観形成指針」及び「同 手引き」等を参考にし、地域の景観特性に配慮するものとする。
- 特に地域の景観形成に必要となる公共施設がある場合においては、景観法にもとづき、当該施設の管理者と協議の上、景観重要公共施設を指定するものとし、整備の方針、占用許可基準について定めるものとする。

第6章 その他の事項

(3) 農地に関する考え方

①基本的事項

農地やため池などの農業施設は、農産物の生産の場であるとともに、それ自身が人間の活動と自然とが一体となったひとつの景観を見せており、その土地ごとの「風土」に適応した良好な農地の景観を守っていくことは、地域の個性の確保や都市との交流の点からも重要です。

また、適切に維持管理された農地や農業施設は、雨水の貯留や土壌の浸食防止など、防災機能面から必要性が高いものです。

②農地に関する考え方

農地等に関しては、農業振興地域の整備に関する法律にもとづく「農業振興地域整備計画」によりその振興を図っていくことを第一義とし、特に景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合においては、景観法にもとづく『景観農業振興地域整備計画』の策定を検討します。

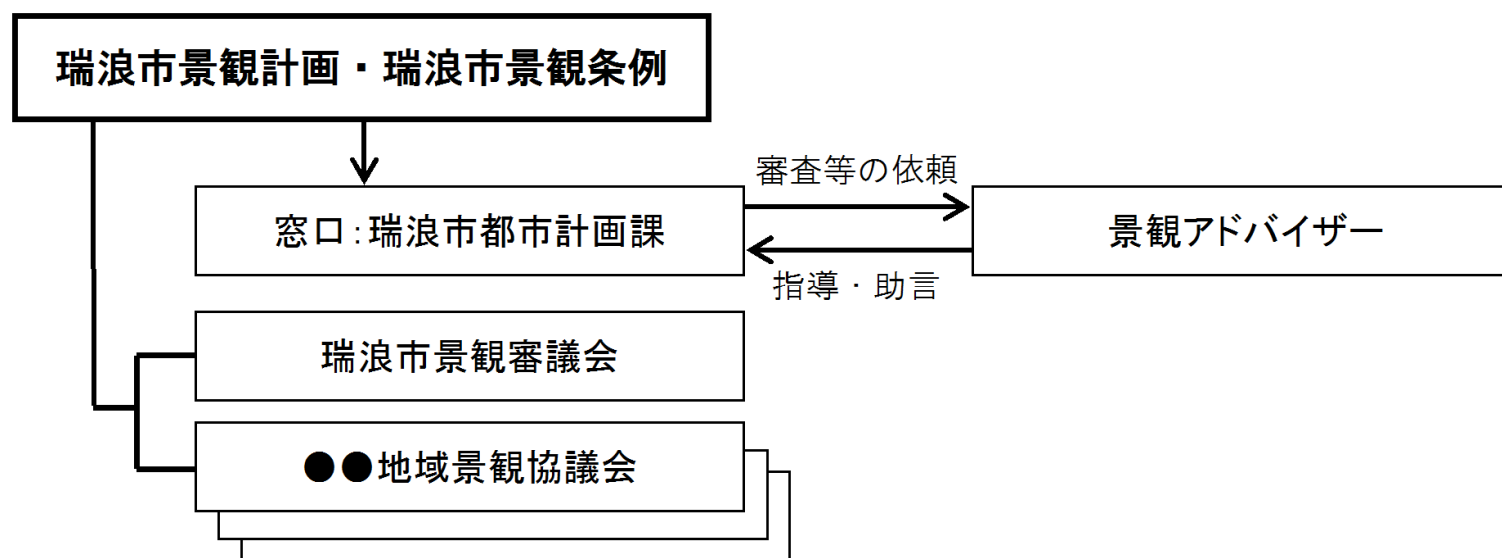
第6章 その他の事項

(4) その他景観形成に係る組織等について

①組織体制について

瑞浪市においては、景観計画の進行状況の管理や計画の改訂等について検討を行う組織として、「**瑞浪市景観審議会**」を設置するとともに、景観計画重点区域における景観形成に関する検討を行う組織として、「**地域景観協議会**」を設置します。

また、届出に対する審査に関して**景観アドバイザー**を設けるものとし、景観計画の運用については、以下の体制で取り組みます。



※景観アドバイザーは、市の良好な景観形成を図るため、専門的な知識や経験を有する方から選任し、届出行為に対する景観形成基準の適否の判断やその他景観形成に係る指導、助言を受けるものとします。

第6章 その他の事項

②表彰制度等

市内において良好な景観の形成に寄与したと認められる建築物等の所有者や設計者、または良好な景観形成に貢献している活動団体等に対して、市長が表彰を行います。

また、市内における建築物や風景等の写真コンテストを開催し、広く市民や事業者に対して、景観形成に関する功績の広報、参画の機会、市民の意識の向上を図るものとしします。

